

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大洗町は、茨城県太平洋沿岸のほぼ中央に位置する町で、穏やかな気候・風土に恵まれた観光・保養の地であり、日本三大民謡のひとつ「磯節」でも謡われる白砂青松の景勝地です。また、多くの観光・商業施設が臨海部に集積し、年間 400 万人以上のお客様にお越しいただく県内随一の観光地です。

その一方で、国勢調査による人口の推移をみると、人口増加を示す年度もみられますが、近年は人口減少の傾向を示しております。特に、東日本大震災後の平成 23 年度には前年度比 -2.53 パーセントと平成期最大の減少率を示しました。

また、経済センサスによる産業別就業者数の推移をみると、就業者の全体数も平成 7 年以降減少傾向にあります。

特に、東日本大震災以降、風評被害により地域経済が悪化し、商店街全体が低迷していましたが、テレビアニメ「ガールズ&パンツァー」と連動した取り組みを大洗町商工会や大洗町商工会青年部とともに実施し、アニメファンを中心に多くのお客様を商店街に呼び込むことが出来ました。また、国・県・町などの各種補助金を積極的に活用し街路灯の整備を行なったほか、商店街合同での 100 円商店街イベントやアニメイベントを実施するなど、商店街の活性化や商店街への誘客のための取り組みを実施しています。

このような環境下で大洗町では先端設備等の導入を促進して、限られた労働人口の中で町内中小企業の労働生産性のさらなる向上を図り、産業基盤を構築していくことが急務と考えております。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。そのための目標として、計画期間中に 30 件（年間 10 件）の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町は、観光業、農水産業、及び原子力産業など多岐に渡る産業が町内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は大洗町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、観光業、農水産業、及び原子力産業と多岐に渡り、多様な業種が大洗町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- 既存の雇用の安定を最優先とするため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- 健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・町税（国民健康保険税を含む）の滞納者および滞納事業所に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。